

規定する有価証券が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であつて法施行規則附則第十五条の三に規定するものをいう。)を「租税特別措置法第三十七条の十一の第三第二項に規定する信用取引等」に、「租税特別措置法第三十七条の十一の第三第三項第三号」を「同条第三第三項第三号」に改め、「基づき」の下に「同条第二項に規定する」を加える。

附則第十二条の二の五の見出しを「(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「上場株式等の譲渡のうち」を削り、「第三十七条の十一第一項各号」を「第三十七条の十二の二第二項各号」に、「附則第十八条の五第二項」を「附則第十八条の五第五項」に、「附則第十八条の五第三項」を「附則第十八条の五第六項」に、「金額を」を「金額(第一項の規定の適用を受けて控除されたものを除く。)」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項中「附則第十八条の五第一項」を「附則第十八条の五第四項」に、「を限度として」を「及び附則第七条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額(第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。))を限度として」に、「の計算上」を「及び上場株式等に係る配当所得の金額の計算上」に改め、同項を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして、次の三項を加える。

1 県民税の所得割の納税義務者の平成二十二年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額(法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額をいう。第五項において同じ。)は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第三十七条の四の規定による申告書を提出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。)に限り、附則第十二条の二第一項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第七条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

2 前項の県民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち前条第三項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した法附則第三十五条の二の五第三項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第三十三条第四項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行わなければならない。

3 第一項の規定の適用がある場合における附則第七条の規定の適用については、同条第一項中「配当所得の金額(以下)」とあるのは、「配当所得の金額(附則第十二条の二の六第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下)」とする。

4 第四項の規定の適用がある場合における附則第七条第一項及び第二項並びに附則第十二条の二第一項から第四項までの規定の適用については、附則第七条第一項中「配当所得の金額(以下)」とあるのは「配当所得の金額(附則第十二条の二の六第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金

額。以下」と、附則第十二条の二第二項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（附則第十二条の二の六第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。

附則第十二条の二の四の次に次の一条を加える。

（源泉徴収選択口座内配当等に係る県民税の所得計算及び特別徴収等の特例）

第十二条の二の五 県民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第三十七条の十一の六第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）については、令第十八条の四の二第一項に規定するところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等（所得税法第二十四条第一項に規定する配当等をいう。）に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

2 租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座」という。）が開設されている第四十七条の十二第一項に規定する特別徴収義務者が、源泉徴収選択口座内配当等につき、同条第二項の規定に基づき県民税の配当割を徴収する場合における第三十条第一項第六号、第四十七条の十二第二項及び第四十七条の十三の規定の適用については、第三十条第一項第六号及び第四十七条の十二第一項中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の一月一日」と、第四十七条の十三中「属する月の翌月十日」とあるのは「属する年の翌年一月十日（令附則第十八条の四の二第二項において読み替えて準用する令第九条の二十第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する日。）」とする。

3 前項の特別徴収義務者が県民税の配当割の納税義務者に対して支払われる源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座につき法附則第三十五条の二の五第三項各号に掲げる金額があるときは、当該源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額は、令第十八条の四の二第四項に規定するところにより、その年中に交付をした源泉徴収選択口座内配当等の額の総額から当該各号に掲げる金額の合計額を控除した残額を当該源泉徴収選択口座内配当等に係る特定配当等の額とみなして第四十七条の九の規定を適用して計算した金額とする。

4 前項の場合において、当該県民税の配当割の納税義務者に対して支払われる源泉徴収選択口座内配当等について、その年中に同項の特別徴収義務者が当該源泉徴収選択口座内配当等の交付の際に第四十七条の十二第二項の規定により既に徴収した県民税の配当割の額が前項の規定を適用して計算した県民税の配当割の額を超えるときは、当該特別徴収義務者は、当該納税義務者に対し、当該超える部分の金額に相当する配当割を還付しなければならない。

附則第十二条の四第二項第三号中「第三十六条の三まで、」を「第三十六条の四まで、」に、「及び附則第四条の二第一項の」を、「附則第四条の二第一項及び附則第四条の三の」に、「第三十六条から第三十六条の三までの規定」を「第三十六条、第三十六条の二第一項前段、第三十六条の三及び第

三十六条の四」に、「とする」を」と、第三十六条の二第一項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二条の四第一項の規定による所得割の額の合計額」と、附則第四条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条の四第一項の規定による所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第十二条の五第二項中「控除しきれない」を「控除することができない」に改める。

附則第十二条の七を削り、附則第十二条の八を附則第十二条の七とする。

附則第十三条の二から附則第十三条の四までを次のように改める。

第十三条の二から第十三条の四まで 削除

附則第十四条の二の二の次に次の一条を加える。

(法人の事業税の税率の特例)

第十四条の二の三 平成二十年十月一日以後に開始する事業年度(法第七十二条の十三に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。)に係る法人の事業税及び同日以後の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。)についての第五十一条の規定の適用については、同条第一項第一号(三)の表中「百分の三・八」とあるのは「百分の一・五」と、「百分の五・五」とあるのは「百分の二・二」と、「百分の七・二」とあるのは「百分の二・九」と、同項第二号の表中「百分の五」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、同項第三号の表中「百分の五」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の七・三」とあるのは「百分の四」と、「百分の九・六」とあるのは「百分の五・三」と、同条第二項中「百分の一・三」とあるのは「百分の〇・七」と、同条第三項第一号(三)中「百分の七・二」とあるのは「百分の二・九」と、同項第二号中「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、同項第三号中「百分の九・六」とあるのは「百分の五・三」とする。

附則第十四条の七第二項中「附則第六条の十七第四項」を「附則第六条の十七第二項」に改める。

附則第十七条中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

附則第十九条第一項中「自動車(」の下に「電気自動車(」を加え、「もの、」を「ものをいう。第四項において同じ。)、天然ガス自動車(」に、

「(附則第二十二條第三項)を」をいう。第四項及び附則第二十二條第三項に、「天然ガス自動車」というを「同じ」に改め、「及び第四項」を削り、同項第一号中「平成七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第三項中「法施行規則附則第五条の二第一項に規定する許容限度」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(次項において「排出ガス保安基

準」という。)に定める窒素酸化物の値で法施行規則附則第五条の二第一項に規定するもの」に改め、同条第四項中「電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので法施行規則附則第五条の二第四項に規定するもの」を「次に掲げる自動車」に、「平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日」を「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日」に、「平成十七年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日」に、「平成十八年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同項に次の各号を加える。

一 電気自動車

二 次に掲げる天然ガス自動車

(一) 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量(以下この号において「車両総重量」という。)が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第五条の二第四項に規定するもの(以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので同条第五項に規定するもの

(二) 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第五条の二第六項に規定するもの(以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので同条第七項に規定するもの

三 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので法施行規則附則第五条の二第八項に規定するもの

附則第十九条第六項中「基準エネルギー消費効率以上」を「基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上」に、「附則第五条の二第六項」を「附則第五条の二第十項」に改め、「及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので同条第七項に規定するもの(第四項の規定の適用を受ける自動車を除く。)」を削り、「平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日」を「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日」に、「平成十七年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日」に、「平成十八年度分」を「平成二十二年度分」に改める。

附則に次の二条を加える。

## (狩猟税の税率の特例)

**第二十五条** 平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第九十五条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率とする。

一 対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第三百三十四号)第九条第五項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。)に係る狩猟者の登録

二 前号の狩猟者の登録(以下この号において「軽減税率適用登録」という。)を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなつた場合において、その者が当該軽減税率適用登録に係る狩猟免許と同一の種類の狩猟免許について当該軽減税率適用登録の有効期間の範囲内の期間を有効期間とする狩猟者の登録を受けるときにおける当該狩猟者の登録

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る特例)

**第二十六条** 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号。以下この条において「整備法」という。)第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第六十六条第一項(整備法第二百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。次項から第四項まで及び第六項において同じ。)の登記をしていないもの(整備法第三百三十一条第一項の規定により整備法第四十五条の認可を取り消されたもの(以下この条においてそれぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。)を除く。)については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第三十条第四項の規定を適用する。

2 整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第六十六条第一項の登記をしていないもの(認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人(以下この条において「非営利型法人」という。)に該当するものに限る。)については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第四十八条第一項の規定を適用する。

3 整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人であつて整備法第六十六条第一項の登記をしていないものについては公益社団法人とみなし、整備法第四十条第一項の規定により存続する一般財団法人であつて整備法第六十六条第一項の登記をしていないものについては公益財団法人とみなして、第七十六条の八の規定を適用する。

4 整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第六十六条第一項の登記をしていないもの(認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、非営利型法人に該当するものに限る。)については、法人税法第二条第六号の公益法人等とみなして、第三十条第五項及び第四十四条第一項の規定を適用する。

5 平成二十年十一月三十日において現に所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号)第二条の規定による改正前の法人税法別表第二二号の指定を受けている外国法人については、平成二十五年十一月三十日までに開始する事業年度分の法人の県民税に限り、法人税法第二条第六号の公益法人等とみなして、第三十条第五項及び第四十四条第一項の規定を適用する。

6 整備法第四十一条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第百六条第一項の登記をしていないもの又は認可取消社団法人若しくは認可取消財団法人については、一般社団法人又は一般財団法人とみなして、第四十四条第一項及び第四十八条第一項の規定を適用する。

7 整備法第二条第一項に規定する旧有限責任中間法人で整備法第三条第一項本文の規定の適用を受けるもの及び整備法第二十五条第二項に規定する特例無限責任中間法人については、一般社団法人とみなして、第四十四条第一項及び第四十八条第一項の規定を適用する。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第二十五項、第三十二項及び第三十三項の規定並びに附則第三十四項の規定(過疎地域における県税の課税免除に関する条例(平成十二年秋田県条例第二百二十八号)第二条第一項第一号の改正規定を除く。) 平成二十年十月一日

二 第三十条第五項の改正規定(「第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体」を「第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第百六号)第七条の二第一項に規定する法人である政党等」に改める部分に限る。)、第四十七条第一項の改正規定(同項第四号に係る部分を除く。)、第四十八条第一項第一号(二)の改正規定及び第七十六条の八の改正規定(同条第二項の改正規定(「民法第三十四条の法人」を「不動産取得税の納税義務者」に改める部分に限る。))を除く。)並びに

附則に二条を加える改正規定(附則第二十六条に係る部分に限る。))並びに附則第二十六項及び第二十九項の規定 平成二十年十二月一日

三 第三十条第一項第七号及び第四十七条の十七第三項の改正規定並びに附則第十二条の二の四第一項の改正規定(「同法第三十七条の十一の三第一項に規定する」を削る部分を除く。)、同条第二項の改正規定及び附則第十三条の二から第十三条の四までの改正規定並びに附則第三項から第五項までの規定 平成二十一年一月一日

四 第三十四条及び第三十六条の三の改正規定、同条を第三十六条の四とする改正規定、第三十六条の二の改正規定、同条を第三十六条の三とする改正規定、第三十六条の次に一条を加える改正規定、第四十一条第五号の改正規定並びに附則第一条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、附則第二条、第四条第二項及び第四条の二第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、附則第五条第二項の改正規定(「同項に規定する」を削り、「ものが」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼

- 育牛が」に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定、附則第八条第三項第三号、第九条第三項第三号、第十二条第四項第三号並びに第十二条の二第四項第三号の改正規定、附則第十二条の二の二第二項の改正規定（「次条」を削る部分を除く。）、附則第十二条の二の四第一項の改正規定（「同法第三十七条の十一の三第一項に規定する」を削る部分に限る。）並びに附則第十二条の四第二項第三号の改正規定並びに附則第六項から第八項までの規定 平成二十一年四月一日
- 五 第四十七条の十二の改正規定並びに附則第五条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「同項に規定する」を削り、「ものが」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が」に改める部分に限る。）、附則第七条及び第十二条の二の五の改正規定、同条を附則第十二条の二の六とする改正規定、附則第十二条の二の四の次に一条を加える改正規定並びに附則第九項から第十六項までの規定 平成二十二年一月一日
- 六 附則第十二条の二第一項及び第十二条の二の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「次条」を削る部分に限る。）並びに附則第十二条の二の三の改正規定並びに附則第十七項から第二十一項までの規定 平成二十二年四月一日  
（県民税に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の秋田県県税条例（昭和二十九年条例第二十四号。以下「新条例」という。）附則第四条の二第三項及び附則第十二条の二第二項の規定は、平成二十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 平成二十一年一月一日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の秋田県県税条例（以下「旧条例」という。）附則第十三条の三に規定する特定配当等（以下「特定配当等」という。）については、なお従前の例による。
- 4 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき特定配当等に係る新条例第四十七条の九の規定の適用については、同条中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。
- 5 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に行われる新条例第四十七条の十七第二項に規定する対象譲渡等に係る新条例第四十七条の十五及び第四十七条の十七第三項の規定の適用については、これらの規定中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。
- 6 新条例第三十六条の二及び附則第四条の三の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成二十一年一月一日以後に支出する新条例第三十六条の二第一項に規定する寄附金について適用する。
- 7 新条例附則第一条の三の規定は、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十条第二項又は第三項の規定による同条第一項後段の承認の取消しが平成二十年十二月一日以後にされる場合について適用する。
- 8 平成二十一年四月一日から同年十二月三十一日までの間における新条例附則第四条の三の規定の適用については、同条中「附則第七条第一項、附則第八条第一項」とあるのは、「附則第八条第一項」とする。